

地域における協力に関する協定

ふじみ野市（以下「甲」という。）は、ふじみ野市内郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、ふじみ野市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) ふじみ野市高齢者見守りネットワークに関すること。（別紙1のとおり）
- (2) 災害発生時の協力に関すること。（別紙2のとおり）
- (3) 障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合に甲へ情報提供する。
- (4) 子どもに関する事件・事故を未然に防止するため、乙の施設を一時保護や110番通報による警察への連絡などの一時的措置をとる避難場所として提供する。
- (5) 野良犬や脱走犬と思われる犬を見つけた場合、甲又は保健所へ情報提供する。
- (6) 不法投棄が疑われる廃棄物等や動物死体を発見した場合、甲へ情報提供する。
- (7) 不適切な管理状態のごみ集積所を発見した場合、甲へ情報提供する。
- (8) ごみ集積所から資源物等の持ち去りを発見した場合、甲へ情報提供する。
- (9) 道路の陥没、橋りょう等で危険箇所を発見した場合又は付属工作物（ガードレール、道路側溝等）の損傷を発見した場合、甲へ情報提供する。
- (10) その他、甲及び乙が必要と認める事項。

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからでも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。